

大口町告示第40号

大口町農地利用最適化推進委員候補者選考委員会要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町農地利用最適化推進委員候補者選考委員会要綱の一部を改正する要綱

大口町農地利用最適化推進委員候補者選考委員会要綱（平成29年大口町告示第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) まちづくり部長

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。